

「地域景観づくり協議会」制度

【資料4】

制度創設の背景

新景観政策(平成19年～)

- ①建築物の高さ規制の強化, ②デザイン規制の充実,
- ③眺望景観や借景の保全, ④屋外広告物対策,
- ⑤京町家等の歴史的町並みの保全, 5つの柱を支える支援策

景観政策の検証

「新景観政策」を実施して以降, 景観政策に対する市民, 事業者の意見を踏まえ, 政策全体について改めて点検

景観政策の進化(平成23年～)

市民とともに創造する景観づくり

地域と建築主との間で意見交換を行いながら, より良い建築物を誘導する仕組みを市街地景観整備条例に定める。

1

地域が主体となった景観づくりを進めるには？

あそこにはどんな建物が建つのかな？

どんな人が住むのかな？

まちを大切にしたいな…



地域のこと知ってほしいな…

今の環境を守りたいな…

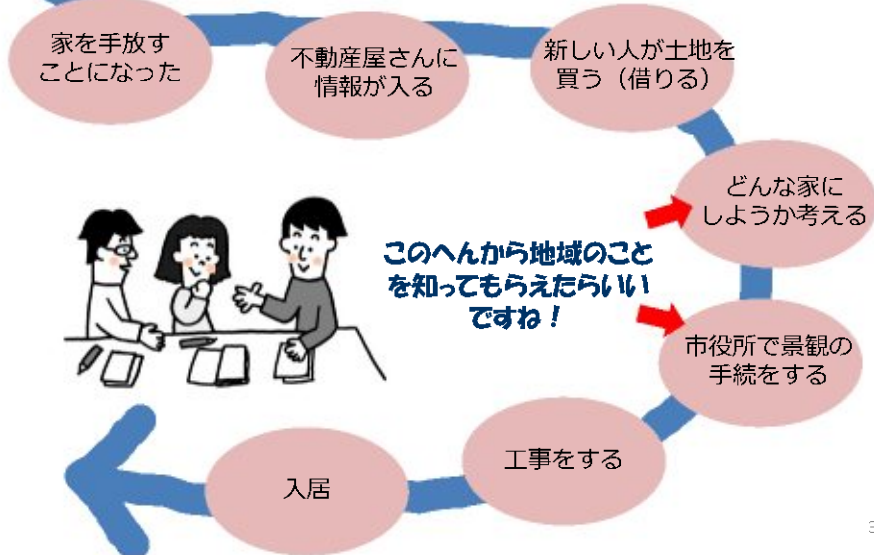


こんなことありませんか？

2

地域景観づくり協議会制度とは...

新しく入る人に、地域のことが伝えられる制度です。



3

地域の景観や風情を守るために

あそこにはどんな建物が建つのかな？
どんな人が住むのかな？

地域が
早いうちに情報をつかんで

まちを大切にしてほしいな…
地域のことが知りたいな…

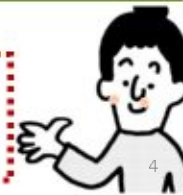
事業者が地域のことを伝える

新しい建物が今の町並みに合っていない？
今の環境を守りたいな…

事前に地域と事業者が意見交換



条例により、景観に関する市への手続の前に、
市が認定した「地域景観づくり協議会」との
意見交換を義務付け



4

制度を活用するには...

○ 地域の誰が、事業者と意見交換をするの？

- 特定の個人ではなく、地域みんなで**組織**をつくる。
- ・活動の主な目的が景観づくりであること
 - ・地域住民等への周知し、意見を聴いているものであること
 - ・特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがないこと 等

「地域景観づくり協議会」の認定

○ 何をベースに、事業者と意見交換をするの？ (事業者に、地域の何を伝えるの？)

地域の景観づくりの方針、目指すまちの姿を**計画書**にまとめる

「地域景観づくり計画書」の認定

5

制度を活用すると...

地域みんなでどんなまちを目指すか話合う

地域みんなで**組織**をつくる

1

目指すまちの姿を**計画書**にまとめる

2

京都市長
が認定

景観に関する手続の前に
地域の協議会と建築主が意見交換

市の条例で
義務付け

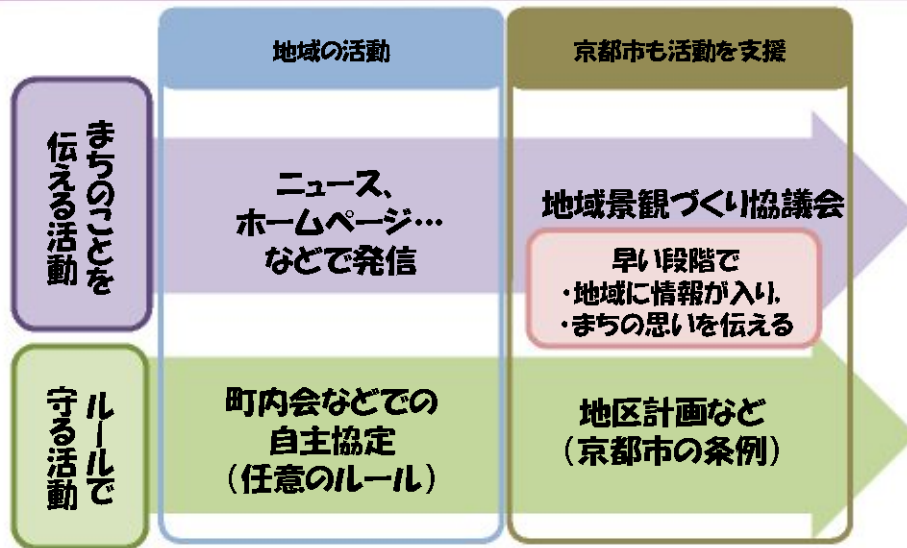
事前に情報が入り、地域のことを伝えられる

景観に関する手続後、建築工事

市役所の窓口や
ホームページからも
情報発信を
お手伝いします。

6

地域の景観や風情を守るために



7

制度活用の
ポイント！

みんなで、まちの将来を考える

- 「うちのまちをこうしたい！」という多くの人の思いや目標をまとめる。
- 目に見える形にまとめると、伝えやすくなる。



8



地域景観づくり協議会(現在市内で7地区)

下京区



中京区



9

東山区

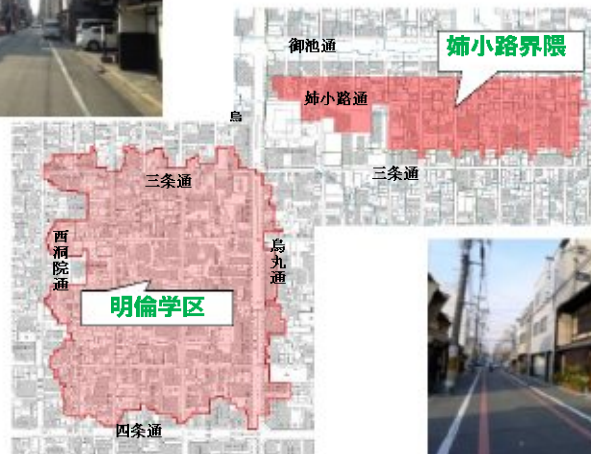


10

西京区



中京区



平成28年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名 地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援		
予 算 額 4,600千円	新規・継続の別	新規
	政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課 都市景観部 景観政策課(222-3397)		
[事業実施に至る経過・背景など] 京都市では、地域の特性に応じた住民主体の景観づくりを推進するため、地域の方々が思いや方向性を共有し、更には建築主や事業者等と一緒にあって地域の景観づくりを進めていくことを目的に、京都市市街地景観整備条例を改正し、平成23年度から、本市独自の制度として「地域景観づくり協議会制度」を整備している。 現在、市内の7つの地域において、この制度を活用した、地域の多様な魅力と個性を活かした景観まちづくりが取り組まれている。 さらに、各地域が互いに交流・協力し、それぞれの地域の価値を高めていくため、「京都市地域景観まちづくりネットワーク」が設立されている。 [事業概要] 地域の個性を活かした魅力ある景観・まちづくりを一層推進するため、平成28年度からは、景観法に基づく景観整備機構（※）とも連携し、この制度の普及啓発を図るとともに、各地域への専門家の派遣等、制度の活用及び地域活動の充実に向けた支援を行う。 1 「京都市地域景観まちづくりネットワーク」の活動支援 2 各協議会及び今後制度活用を検討する地域への専門家派遣 3 制度の普及啓発・情報発信 4 地域の核となる人材育成及び専門家とのマッチング ※ 景観整備機構 景観法に基づき、良好な景観の形成の推進を図るための業務を行うNPO法人等を、京都市長が指定する制度。現在、京都市では、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター及び特定非営利活動法人京都景観フォーラムを指定。 [参 考（他都市の状況・事業効果など）]		